

特定非営利活動法人 都岐沙羅パートナーズセンター 監事監査規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人都岐沙羅パートナーズセンター（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

(基本理念)

第2条 監事は、この法人の機関として、理事との相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職責)

第3条 監事は、理事の職務の執行又は事務局職員の業務の遂行を監査する。

(理事等の協力)

第4条 理事及び職員は、監事による法令、定款及びこの規程に定める業務の遂行に協力するものとする。

第2章 監査の実施

(監査の実施)

第5条 監事は、定款第15条第4項第1号及び第2号に規定する業務監査及び会計監査について、次に掲げる事項により監査を行うものとする。

- (1) 総会及び理事会の開催運営
- (2) 関係行政庁に係る諸手続き
- (3) 職務執行体制
- (4) 会員管理
- (5) コンプライアンスと説明責任
- (6) 事業の遂行
- (7) 経理責任
- (8) 資産管理
- (9) 負債及び正味財産
- (10) 収入及び支出の処理

(11) 活動計算書

(12) その他法令、定款又はこの法人の規程に定める事項

(会議への出席)

第6条 監事は、理事会及び総会に出席し、意見を述べることができる。

2 監事は、理事会又は総会に出席できなかつた場合には、出席した理事から、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

3 監事は、理事会及び総会以外に開催される重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

第3章 報告、意見陳述等

(総会等への報告等)

第7条 監事は、監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告しなければならない。

2 監事は、前項の報告をするために必要がある場合には、総会を招集するものとする。

3 監事は、理事に対し、この法人の適正かつ合理的な運営のため、業務の執行の状況又は財産の状況について、意見を述べることができる。

第4章 監査報告

(監査報告)

第8条 監事は、監査結果をまとめ、監査報告を作成する。監事の間で異なる意見がある場合には、それぞれの意見を監査報告に記載する。

2 前項の監査報告には、作成年月日を付し、監事全員が記名押印をするものとする。

3 監事は前2項の規定により作成した監査報告を、理事に提出する。

第5章 雑則

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、監事の意見を聞いた上、理事会の決議により行う。

附則

この規程は、令和3年4月27日から施行する。(令和3年4月26日理事会決議)